

ImPACT の委託研究の成果の公開手続き等について
事務局調べ

上 席 学 術 調 査 員
下 田 隆 二

2016年10月4日

1. ImPACT プログラムの特徴

・ ImPACT のプログラム・マネージャー (PM) は、大胆な裁量権と予算により、社会や産業に変革をもたらす高い目標を掲げ、最高の研究開発力をキャスティングして、非連続イノベーションの実現に向けてハイリスク・ハイインパクトな研究開発を主導するとされている。

・ ImPACT の各プログラムにおいては複数の研究開発機関の参画が前提とされており、プログラムごとに全参画機関が順守を誓約する「実施規約」と、PM が選定する研究開発機関が PM が策定する研究開発プログラム計画に基づき当該計画の一部の研究委託を受けるため、JST (機構) と研究開発機関の間で締結される委託研究契約がある。

2. 概要

(1) 成果の公開

・ 研究開発成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、投稿、申請等の2週間前までにPM及び機構に、申請書を提出し、公表の承認を得なければならないとされている。(同時に、当該研究成果に関連のある他の参加研究開発機関等に申請書の写しを送付)

・ PM及び機構は、申請のあった研究開発成果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期または差し止めることができるものとされている。

① 研究開発成果に基づく特許等の出願が見込まれるとき。

② 研究開発成果に特定技術情報 (秘密保持の項参照) も含まれ、国際的な平和及び安全の維持のため情報の保全が必要と見込まれるとき。

③ 他の参加研究開発機関等から合理的な異議の申し立てがあった場合。

・ 公表内容の修正、公表延期または差し止めを求められたとき、その理由に疑義がある場合は、参加研究開発機関等は機構に異議申し立てができるものとされ、その場合、機構は適切な措置を採るものとする旨が規定されている。

(2) 成果のうちのノウハウの秘匿

- ・秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究開発機関及び機構が協議の上、特に指定するものとされ、定義は一般的。(秘匿すべき期間やその延長・短縮について契約書、実施規約で特に言及なし)

- ・ただし、手続きに関しては、受託研究開発機関は発明等（ノウハウの案出含む）が得られた場合、速やかに機構に届出書を提出、PM 及び機構が受託研究開発機関と協議しつつ、特許等出願の可否及びノウハウ化について判定し2週間以内に判定結果を受託機関に連絡する旨が規定され、PM の役割が大きい。

(3) 秘密保持

- ・複数の研究開発機関のプログラム参加とその相互協力が前提となっており、研究開発プログラム内における情報管理について、他の参加研究開発機関等に対し、得られた研究開発成果に関する情報を事前の承認なしに開示できる、自己の保有する秘密情報を提供できるなどが規定されている。その他は一般的な規定ぶりである。

- ・ただし、研究開発成果に関する情報について、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれると判断する場合は、該当する技術情報を特定し（以下、「特定技術情報」という。）、特定技術情報の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を適切に行うものとする点に特徴がある。

表 ImPACT の委託研究の成果の公開手続き等について（まとめ：事務局調べ）

	成果の公開	ノウハウの扱い	秘密保持関連
ImPACT (内閣 府・ JST)	<p>・ 所要の手続きを経て積極的な公開を図るものとする旨規定しているが、研究開発成果に関する情報について、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれると判断する場合は、該当する技術情報を特定し（以下、「特定技術情報」という。）、特定技術情報の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を適切に行うものとするとされている。（実施規約第9条）</p> <p>・ 研究開発成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、投稿、申請等の2週間前までにPM及び機構に、申請書を提出し、公表の承認を得なければならないとされている。（同時に、当該研究成果に関連のある他の参加研究開発機関等に申請書の写しを送付）</p> <p>・ PM及び機構は、申請のあった研究開発成果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期または差し止めることができるものとする。</p> <p>(1) 研究開発成果に基づく特許等の出願が見込まれるとき。</p> <p>(2) 研究開発成果に特定技術情報も含まれ、国際的な平和及び安全の維持のた</p>	<p>・ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究開発機関及び機構が協議の上、特に指定するもの（実施規約第1条）</p> <p>（秘匿すべき期間やその延長・短縮について契約書、実施規約で特に言及なし）</p> <p>・ 受託研究開発機関は発明等（ノウハウの案出含む）が得られた場合、速やかに機構に届出書を提出、PM及び機構が受託研究開発機関と協議しつつ、特許等出願の可否及びノウハウ化について判定し2週間以内に判定結果を受託機関に連絡。（実施規約第13条）</p>	<p>・ 複数の研究機関のプログラム参加とその相互協力が前提となっており、研究開発プログラム内における情報管理について、他の参加研究開発機関等に対し、得られた研究開発成果に関する情報を事前の承認なしに開示できる、自己の保有する秘密情報を提供できるなどが規定される（実施規約第7条）</p> <p>・ 参加研究開発機関等は、第7条1項、2項及び3項により開示された情報について、他の参加研究開発機関等以外の者に開示してはならないとされる。ただし、承諾を受けた場合及び公知情報等は例外（実施規約第8条）。</p> <p>・ 成果の公開の項も参照。</p>

	<p>め情報の保全が必要と見込まれるとき。</p> <p>(3)他の参加研究開発機関等から合理的な異議の申し立てがあった場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表内容の修正、公表延期または差し止めを求められたとき、その理由に疑義がある場合は、参加研究開発機関等は機構に異議申し立てができるものとされ、その場合、機構は適切な措置を採るものとする旨を規定。(以上、実施規約第 10 条) 		
--	---	--	--

資料は ImPACT（革新的研究開発推進プログラム：内閣府・JST）

https://impact.jst.go.jp/koubo/noji/end_index.html（最近の公募事例）参照

別紙 委託契約書等関連条文（抜粋）

ImPACT（革新的研究開発推進プログラム：内閣府・JST）

委託研究契約書（別記 一般条項）

（知的財産権）

第8条 本委託研究開発により生じた知的財産権の帰属、譲渡、報告・通知、その他の扱いは実施規約の定めるところによる。

（秘密保持）

第10条 秘密情報の扱いは、実施規約の定めるところの他、乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は内閣府、文部科学省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。

（研究開発成果の公表）

第11条 研究開発成果の公表に係る扱いは、実施規約の定めるところによる。

（特約）

第20条 契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究開発期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は委託研究費の減額又は本契約の解除を行うことができ、委託研究費の減額又は本契約の解除によって乙に損害が生じても甲は一切の責任を負わないものとする。

(1) 研究開発プログラム計画に対して、総合科学技術・イノベーション会議、若しくはその下に設置される会議により決定される予算配分が、縮減又は停止された場合

(2) 研究開発プログラム計画における本委託研究開発に関する計画が変更された場合

実施規約

（定義）

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「研究開発成果」とは、プログラム・マネージャー（以下、「PM」という。）が選定する研究開発機関と国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「機構」という。）が締結する委託契約等に基づき実施する委託研究開発において得られた成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。

（中略）

エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究開発機関及び機構が協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）（後略）

（参加機関）

第3条 本研究開発プログラムは、PM、PMが選定する研究開発機関及び機構（以下これらを併せて「参加研究開発機関等」と総称する。）が参加する。

2 本研究開発プログラムに参加する研究開発機関は、誓約書をもって本規約の遵守を誓約するものとする。

（基本合意）

第4条 参加研究開発機関等は、以下の各号について合意するものとする。

(1) PMは、本研究開発プログラムの実施管理を行う。

(2) PMは、研究開発機関の役割分担、研究開発機関毎の研究実施計画、研究開発経費の配分計画等、自らの構想に基づく本研究開発プログラムの実施に必要な事項を定めた研究開発プログラム計画を策定する。また、本研究開発プログラムの進捗に応じて研究開発プログラム計画を変更できるものとする。

(3) PM が選定する研究開発機関は、PM が策定する研究開発プログラム計画に基づき、当該計画の一部の研究を機構から委託を受けるため（以下、「委託研究開発」という）、機構との間に委託研究開発契約を締結する。

(4) 参加研究開発機関等は、PMが策定する研究開発プログラム計画に従って本研究開発プログラムを実施する。本研究開発プログラム計画が変更された場合も同様とする。

(5) 参加研究開発機関等は、本規約を遵守するために必要な措置を講じ、本研究開発プログラムに参画する全ての者が本規約を遵守することについて責任を負うものとする。

（研究開発プログラム内における情報管理）

第7条 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムの結果、得られた研究開発成果に関する情報を、他の参加研究開発機関等に対し、事前の承認なしに開示できるものとする。

2 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムの実施上、自己が保有する情報を他の参加研究開発機関等に対して開示する場合、秘密である旨を書面にて明示し開示することができる。

3 PMは、本研究開発プログラム実施上、必要と認める場合は、参加研究開発機関等に対し、保有する情報を、他の参加研究開発機関等に対して開示することを要請できる。かかる要請を受けた参加研究開発機関等は、極力これに応じ、開示に努めるものとする。

4 参加研究開発機関等は、1項、2項及び3項の規定により開示された情報を、本研究開発プログラムの実施以外の目的で使用してはならない。

5 参加研究開発機関等は、1項、2項及び3項の規定により開示された情報に基づき新たに発明等を行った場合は、発明等の取り扱いに

ついてPM及び当該情報を提供した参加研究開発機関等と協議しなければならない。

6 参加研究開発機関等間の利害関係調整等のために必要な場合は、参加研究開発機関等の要請に応じてPM及び機構が調整を行うものとする。

(秘密保持)

第8条 参加研究開発機関等は、第7条1項、2項及び3項により開示された情報について、他の参加研究開発機関等以外の者に開示してはならない。

2 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムの実施上、他の参加研究開発機関等から知り得た情報のうち、前条2項に基づき当該他の参加研究開発機関等より秘密である旨の書面による明示があった情報については、当該他の参加研究開発機関等の事前の書面による同意がなければ、研究開発プログラム内外を問わず、他者に開示してはならない。

3 1項及び2項に拘わらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示できるものとする。

- (1) 当該他の参加研究開発機関等から開示若しくは提供された時、既に自己が保有していたことを証明できるもの
- (2) 当該他の参加研究開発機関等から開示若しくは提供された時、既に公知又は公用であったもの
- (3) 当該他の参加研究開発機関等から開示若しくは提供された後、自己の責に帰し得ない事由により公知又は公用となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的に取得したことを証明できるもの
- (5) 1項及び2項の規定に基づいた自己が秘密を保持すべき情報に基づくことなく独自に開発したことを証明できるもの

(研究開発成果情報の取扱い)

第9条 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムにより得られた研究開発成果に関する情報について、第10条に定めるところに従いつつ、積極的な公開を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムにより得られた研究開発成果に関する情報について、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれると判断する場合は、該当する技術情報を特定し（以下、「特定技術情報」という。）、特定技術情報の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を適切に行うものとする。

(研究開発成果の外部発表)

第10条 参加研究開発機関等（機構を除く）は、研究開発成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、投稿、申請等の2週間前までにPM及び機構に、機構が別途定める様式による「研究開発成果公表申請書」を提出し、公表の承認を得なければならない。また、投稿、申請等の2週間前までに当該参加研究開発機関等は、当該研究成果に関連のある他の参加研究開発機関等に「研究成果公表申請書」の写しを送付しなければならない。

2 PM及び機構は、前項により参加研究開発機関等から公表の申請のあった研究開発成果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期または差し止めることができるものとする。

- (1) 研究開発成果に基づく特許等の出願が見込まれるとき。
- (2) 研究開発成果に特定技術情報も含まれ、国際的な平和及び安全の維持のため情報の保全が必要と見込まれるとき。
- (3) 他の参加研究開発機関等から合理的な異議の申し立てがあった場合。

3 参加研究開発機関等は、前項に基づきPM及び機構により公表内容の修正、公表を延期または差し止めを求められたとき、その理由に疑義がある場合は、機構に異議の申し立てができるものとする。その場合、機構は総合科学技術・イノベーション会議に設置する革新的研究開発推進プログラム有識者会議の意見を求める等の適切な措置を採るものとする。